

習志野市男女共同参画推進団体の登録に関する実施要綱

平成27年11月10日

告示第309号

改正 平成31年 3月29日

告示第 81号

改正 令和 4年 3月30日

(趣旨)

第1条 この要綱は、習志野市男女共同参画推進条例（平成16年条例第2号。以下「条例」という。）第11条第4号に規定する情報の提供その他の必要な支援を実施するため、男女共同参画の推進について自主的な活動を行う団体を習志野市男女共同参画推進団体として登録すること（以下「登録」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 登録を受けることができる団体は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 条例第3条に掲げる基本理念に反しない活動及び学習を自主的に行う団体であること。
- (2) 男女共同参画センターの実施する事業に対し、協働して活動できる団体であること。
- (3) 活動拠点が習志野市内にあること。
- (4) 5名以上の構成員を有し、構成員の過半数が習志野市内に在住、在勤又は在学する者であること。
- (5) 定期的な活動の実績又はその見込みがあること。
- (6) 規則、定款、会則等を定めて活動していること。
- (7) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とするものでないこと。
- (8) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動を行っていないこと。
- (9) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職にある者（候補者を含む。）若しくは政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第2項に規定する政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。
- (10) 習志野市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号の暴力団又は暴力団若しくは同条第3号の暴力団員等の統制の下にある団体でないこと。
- (11) 営利を目的とする団体でないこと。

2 前項第4号の規定にかかわらず、主として男女共同参画を推進する活動を行っている団

体で、市長が特に認めた場合は、構成員の過半数が習志野市内に在住、在勤又は在学する者であることを要しない。

(登録の申請)

第3条 登録を受けようとする団体は、習志野市男女共同参画推進団体登録(更新)申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

(1) 規則、定款、会則又はこれに準ずるものの写し

(2) 会員名簿

(3) 習志野市男女共同参画推進団体活動報告書(別記第2号様式。以下、「活動報告書」という。)。ただし、新規設立団体にあつては、習志野市男女共同参画推進団体活動計画書(別記第3号様式。以下、「活動計画書」という。)とする。

2 市長は、前項各号に定めるもののほか、必要に応じて追加資料の提出を求めることができる。

(登録の決定等)

第4条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、登録の可否を決定し、登録を決定した場合は、当該団体(以下「登録団体」という。)の名称、設置目的、活動内容等を習志野市男女共同参画推進団体登録台帳(以下「登録台帳」という。)に登録するものとする。

(登録の通知)

第5条 市長は、前条の規定により登録を決定し、又は却下したときは、習志野市男女共同参画推進団体登録(決定・却下)通知書(別記第4号様式)により通知するものとする。

(登録期間)

第6条 登録期間は、第4条の規定により登録した日の属する年度の翌年度の4月末日までとする。

(活動報告)

第7条 登録団体は、原則として、第4条の規定により登録した日の属する年度の翌年度の4月20日までに、活動報告書に活動内容を記載し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に定めるもののほか、必要に応じて追加資料の提出を求めることができる。

(登録台帳等の公開)

第8条 市長は、市民及び事業者の男女共同参画への理解を深めるため、登録台帳、活動計画書及び活動報告書の公開に努めるものとする。

(登録の更新)

第9条 登録団体は、登録の更新を受けようとする場合は、原則として、登録期間が満了する日の属する月の初日から同月20日までに、習志野市男女共同参画推進団体登録(更新)申請書に第3条第1項第1号及び第2号に規定する書類を添付して市長に提出するものとする。

(登録事項の変更及び取消しの届出)

第10条 登録団体は、第3条の規定により申請した事項に変更があったときは習志野市男女共同参画推進団体登録事項変更届出書(別記第5号様式)を、登録を取り消すときは習志野市男女共同参画推進団体登録事項取消申請書(別記第6号様式)を速やかに市長に提出するものとする。

(登録の取消し)

第11条 市長は、登録団体が第2条に規定する要件を満たさなくなったとき又は前条の規定により登録団体から取消しの申請があったときは、登録を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、習志野市男女共同参画推進団体登録取消通知書(別記第7号様式)により通知するものとする。

(登録団体への支援)

第12条 市長は、登録団体に対して次に掲げる支援を行う。

- (1) 習志野市が行う男女共同参画に関する事業等の情報の提供
- (2) 登録団体相互の連携の支援
- (3) 登録団体が行う男女共同参画に関する講演会等の習志野市のホームページ及び広報への掲載
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する市民活動の推進に必要な支援

(団体間の相互協力)

第13条 登録団体は、登録団体間の交流の促進及び活動について、相互協力を努めるものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成31年3月29告示第81号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の習志野市男女共同参画推進団体の登録に関する実施要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に登録又は登録の更新の申請をしたものから適用し、施行日前に登録又は登録の更新の申請をしたものについては、なお従前の例による。
- 3 この告示による改正前の第6条の規定にかかわらず、この告示の施行の際、現に登録団体として登録されている団体の登録期間は、平成31年4月30日までとする。
- 4 施行日から平成31年4月30日までの間における第9条の適用については、同条中「第3条第1項第1号及び第2号」とあるのは、「第3条第1項第1号」とする。